

介護保険施設整備の手続きについて

介護保険施設の整備に当たっては、介護保険法に基づき愛知県知事の指定を受ける必要があります。(ただし、介護老人保健施設は知事の開設許可)

指定(許可)を受けるに当たって、入所型施設の整備については、各市町の介護保険計画との整合性を図る観点から、圏域毎に必要な整備目標数を決定し、圏域会議で整備枠の承認を受けるといふ、事前協議制を採用しています。

この手続きは、「介護保険施設等に関する取扱要領」に定められています。

事前協議の流れは以下のとおりです。

設置予定者 各福祉相談センター及び立地市町へ事前相談票提出
各福祉相談センター 立地市町に意見聴取
圏域保健医療福祉推進会議にて調整
結果を設置予定者に通知

この手続きが必要な介護保険施設の種類

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホームのうち定員 30 名以上の施設）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護専用型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、ケアハウス、介護付有料老人ホームのうち要介護認定者のみ受け入れるもの）
- ・ 混合型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、ケアハウス、介護付有料老人ホームのうち要介護認定者以外の者も受け入れるもの。整備時には 7 割が要介護認定者として整備枠を設定する。）